

秋田地域留学生等交流推進会議要項

(設置及び目的)

第1 秋田地域における留学生等の受入れの促進及び交流活動の推進を図るため、秋田地域留学生等交流推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(事業)

第2 推進会議は、第1に掲げる目的を達成するため、秋田地域における留学生等の受入れの促進及び交流活動の推進に関する重要事項について協議する。

(委員)

第3 推進会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 秋田地域の関係大学等の長
- 二 秋田地域の国・地方公共団体の関係機関、経済団体、国際交流関係団体の長又は代表者 各1名
- 三 学識経験者 若干名

2 委員は、議長が委嘱する。

(役員及び役員の職務)

第4 推進会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は、秋田大学長をもって充て、副議長は、推進会議の議を経て議長が委嘱する。

3 議長は、推進会議を招集する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、議長の職務を代行する。

(顧問)

第5 推進会議に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、推進会議の議を経て議長が委嘱する。

3 顧問は、推進会議の運営及び事業に関し、必要に応じて助言する。

(委員以外の者の出席)

第6 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第7 推進会議の事務は、秋田大学国際課において行う。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成元年10月17日から実施する。

附 則

この要項は、平成14年9月26日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年2月28日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年12月18日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年12月14日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年12月4日から実施し、平成25年4月1日から適用する。